

定 款

大阪府茨木市佐保 193 番地の 2

株式会社ユニバーサル園芸社



第1章 総 則

(商号)

第1条

当社は、株式会社 ユニバーサル園芸社 と称し、英文では UNIVERSAL ENGEISHA CO.,LTD.と表示する。

(目的)

第2条

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 鑑賞用植物の生産並びに販売、賃貸
- (2) 造園及び土木の設計、施工並びに請負
- (3) 造花、生花の販売、賃貸
- (4) 園芸用品の販売
- (5) 生活住空間に関連する物品の製造、販売、賃貸等
- (6) 生活住空間に関する物品の輸出入
- (7) 受託計算サービス業
- (8) 不動産の賃貸業
- (9) 飲食業
- (10) 農産物の生産・加工・販売等
- (11) インターネット等のネットワークシステムを利用した通信販売業
- (12) 食料品、加工食品、調味料、酒類の販売
- (13) 環境や健康に配慮した物品の製造、販売、賃貸
- (14) 各種カルチャーセンター、レッスン教室の運営
- (15) 書籍及びDVD等の販売
- (16) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条

当社は、本店を大阪府茨木市に置く。

(機関の設置)

第4条

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会



(4) 会計監査人

(公告方法)

第5条

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条

当会社の発行可能株式総数は、1,600万株とする。

(単元株式数)

第7条

当会社の単元株式数は100株とする。

(自己株式の取得)

第8条

当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元未満株式についての権利)

第9条

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第10条

当会社の株式に関する取扱いは、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条

当社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第3章 株主総会

(基準日)

第12条

当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第13条

定時株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第14条

株主総会は、代表取締役社長が招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議要件)

第16条

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができ

る株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条

株主は、当会社のその議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

2. 前項の場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条

当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任)

第19条

取締役の選任は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条

取締役会は、取締役会の中から代表取締役1名を選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役及び常務取締役1名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条

取締役会は、法令に別段定めのある場合を除き、代表取締役社長が招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第23条

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

(決議の方法)

第24条

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

2. 当社は取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規程)

第25条

取締役会の運営その他に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会の定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条

取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受け取る財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第27条

当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任)

第28条

監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

(任期)

第29条

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠により選任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(常勤の監査役)

第30条

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第31条

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第32条

監査役会の運営その他に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会の定める監査役会規程による。

(報酬等)

第33条

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第34条

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠った

ことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(選任)

第35条

会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第36条

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第37条

会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が監査役会の同意を得てこれを定める。

(会計監査人の責任免除)

第38条

当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第39条

当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(剰余金の配当)

第40条

当社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年12月31日の株主名簿に記録された株主又



は登録株式質権者に対し中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第41条

期末配当金及び中間配当金が支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

平成29年1月1日改訂